



水道・下水道

水道

水道料金・手続きについて

☎ 水道課 TEL 282-1711(内線 1154)

水道事業は皆さんからお支払いいただく水道料金で運営しています。安全・安心な水を安定的に供給できるよう、健全な事業経営を行ってまいります。

●水道料金について

上水道の使用料金は、2か月に一度、偶数月に納めていただきます。料金の納付には、次の2つの方法がありますが、納め忘れがない口座振替による納付をお勧めしています。

口座振替による納付

- 水道課所定の依頼書を、取引先の金融機関へ提出してください。口座振替のできる金融機関は、下記の取扱金融機関です。
- 偶数月の28日が振替日です。28日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。

納入通知書による納付

偶数月の20日前後に納入通知書を郵送しますので、納入期限までに取扱金融機関(ゆうちょ銀行は指定された支店)やコンビニエンスストア、スマホ決済アプリ、水道課(役場議会棟1階)でお支払いください。

●取扱金融機関

常陽銀行/筑波銀行/水戸信用金庫/茨城県信用組合/中央労働金庫/常陸農業協同組合/ゆうちょ銀行

●手続きについて

- 次のような場合は水道課に届出が必要です。
- 水道の使用を開始する場合
 - 水道の使用を中止する場合
 - 水道の使用者または所有者の名義を変更する場合

口径別水道料金表(2か月当たり) (税込み)

用途	口径	基本料金		従量料金			
		水量	料金	水量	料金	水量	料金
専用給水装置	13mm	16㎡	2,871円	16㎡を超え20㎡まで	1㎡につき22円	20㎡を超えたとき	1㎡につき183.70円
	20mm	16㎡	3,003円				
	25mm	16㎡	3,135円				
	30mm	16㎡	4,444円				
	40mm	16㎡	6,006円				
	50mm	16㎡	7,447円				
	75mm	16㎡	11,242円				
	100mm	16㎡	15,026円				
	150mm	16㎡	22,220円	16㎡を超えたとき		1㎡につき225.50円	
						1㎡につき249.70円	

給水装置について

☎ 水道課 TEL 282-1711(内線 1154)

●加入分担金

給水装置の新設または増径のときは、口径に応じた加入分担金を納付することになります。加入分担金は、給水工事申し込みの際に納付してください。なお増径のときは、それまでの加入分担金との差額になります。

水道加入分担金

給水管の口径	加入分担金
13mm	99,000円
20mm	132,000円
25mm	198,000円
30mm	352,000円

※40mm以上については、お問い合わせください。

●水道工事は村指定店で

無断で水道工事を行うと、給水が受けられなくなります。水道工事は東海村指定給水装置工事事業者へ申し込みください。なお詳細は、水道課へお問い合わせいただくか、村公式ホームページをご覧ください。

- 新たに水道を引き込む場合(新設)
- 家の増改築などで水道を引き直す場合(増径・改造)
- 家の解体などで水道を撤去する場合

●漏水かな?と思ったら

普段と水道の使い方は変わらないのに、前回の検針に比べて急に水道の使用水量が増えたときは、漏水の恐れがあります。次のようにして点検して下さい。

- 自宅内外にある水道の蛇口を全て閉める
- メーター器のパイロット(銀色のコマ)を確認する

パイロットが回転している場合は、漏水しています。漏水の修繕は、東海村指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

●受水槽などの適切な管理を

- ・ビルやマンションなどの3階以上の建物では、水圧が不足するため水道水を一度受水槽に受けてから給水するようになっていることがあります。
- ・水質が悪化しないようにするため、受水槽の設置者および管理責任者は、水道法・茨城県給水施設条例の定めるところにより、清掃・施設の管理をしなければならないことになっています。

▶ 水道施設について

☎ 水道課 TEL 282-1711(内線 1156)

● 浄水場・配水場

本村の水道施設は、久慈川を水源とする外宿浄水場と、県中央広域水道用水供給事業を利用して受水する須和間配水場があり、両施設から皆さんへ安全でおいしい水を供給しています。

● 外宿浄水場の概要

原水の種類	久慈川表流水
処理能力(m ³ /日)	9,838m ³ /日
配水池の容量	3,000m ³ ×2池=6,000m ³

● 須和間配水場の概要

原水の種類	那珂川表流水の浄水を受水
配水池の容量	7,000m ³

▶ 下水道

▶ 下水道事業

☎ 下水道課 TEL 282-1711(内線 1192)

下水道は日々の暮らしに欠かせないライフラインであり、公共用水域の水質保全等のため、計画的に整備し、将来にわたって使用する財産として、施設の維持・更新、機能確保を進めています。

▶ 汚水事業

☎ 下水道課 TEL 282-1711(内線 1192)

昭和58年に事業許可を受けて開始された汚水事業は、計画変更を重ね、計画区域が1,589haとなりました。そのうち、1,210.2haの区域が供用を開始し、令和3年度末での普及率は91.4%となりました。

下水道基本計画では、令和7年を最終目標年次として整備を進めています。

▶ 雨水事業

☎ 下水道課 TEL 282-1711(内線 1192)

雨水排除を目的とした雨水排水整備には、完成までに長い年月と多額の費用がかかります。

村内では、中央・北部・西部・東部・須和間・照沼の6本の雨水排水幹線のうち、中央・北部・西部・東部の4幹線で供用が開始されており、施設の維持管理を行っています。

▶ 受益者負担金制度

☎ 下水道課 TEL 282-1711(内線 1192)

公共下水道を整備するには、多額の費用がかかります。そこで、下水道が整備されることによって利益を受ける区域の方に、都市計画法第75条の規定に基づき、その建設費の一部を負担していただいています。この制度は受益者負担金制度といわれ、土地に対して一度限りの賦課がなされます。

▶ 水洗化と下水道への接続

☎ 下水道課 TEL 282-1711(内線 1192)

下水道供用開始の公示がされると、下水道処理区域内のくみ取り便所は3年以内に水洗便所へ改造しなければなりません。また、し尿浄化槽は遅滞なく下水道に切り替える必要があります。

下水道が整備された地域の方は早期に下水道に接続しましょう。

▶ 水洗便所改造資金の助成

☎ 下水道課 TEL 282-1711(内線 1192)

下水道の供用開始の日から3年以内に、くみ取り便所または、し尿浄化設備のある水洗便所を、下水道に接続する工事を行う方を対象として、その工事費の融資あっせん、または助成を行っています。



排水設備の設置と維持管理

問 下水道課 TEL 282-1711 (内線 1192)

水洗便所や台所、風呂場等から出される生活排水を処理するために、個人の宅地内に設置される排水管などを排水設備といいます。

排水設備工事は村の指定を受けた「東海村排水設備指定工事店」に依頼してください。

下水道には何でも流せるわけではありません。下水道管の詰まりや破損の原因となる異物は、絶対に流さないでください。

流してはいけない物

- トイレットペーパー以外の水に溶けない物
- ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品等
- 家庭ごみ(ゴム、ビニール、プラスチック容器)
- 布類(タオル、下着等)
- 油脂類(食用油、機械油等)
- 生ゴミ(野菜の切りくず、残飯等)
- 揮発物(アルコール、ガソリン、灯油等)
- その他のごみ、土砂等

排水管が詰まってしまった場合は…

異物が流れ込み、詰まりが生じた場合の宅地内の修繕費用は自己負担となります。また、下水道管や村が設置した公共汚水樹に異常が生じ、その原因が特定された場合は、村から修繕費用や清掃費用のご負担をお願いする場合がありますので、排水管の詰まりにご注意ください。

下水道使用料金について

下水道使用料金は、ポンプ場や終末処理場の経費、下水道管の清掃・補修費などの維持管理の費用に充てられます。下水道使用水量は、基本的に上水道使用水量に基づいて決められます。

下水道使用料金表(1か月当たり) (税込み)

料金 種別	基本使用料		従量使用料	
	下水道 使用水量	金額	下水道使用水量	金額 (1m当たり)
一般汚水	10mまで	1,210円	10mを超え30mまで	143円
			30mを超え50mまで	154円
			50mを超え100mまで	165円
			100mを超えるもの	176円

※使用料は、口座振替と納入通知書のいずれかの方法によりお支払いください。なお、上水道を使用している方の下水道使用料金は水道料金と合わせてのお支払いとなります。

●井戸水を使用している場合

井戸水(散水栓は除く)を下水道に流す場合は、下水道使用水量の算定方法が変わりますので、必ず下水道課へ井戸水使用開始届を提出してください。

井戸水のみを使用している場合

1人1か月当たり6m³を、下水道使用水量として認定します。

$$\text{下水道使用水量} = \text{居住人数} \times 6 \text{ m}^3$$

水道水と井戸水を併用している場合

上水道の使用水量に、1人1か月当たり3m³を足したものが下水道使用水量となります。

$$\text{下水道使用水量} = \text{居住人数} \times 3 \text{ m}^3 + \text{上水道使用水量}$$

※井戸水の使用水量は、居住人数を基に算出しています。居住人数に変更があった場合は、井戸水使用人数変更の届け出が必要となります。

浄化槽

問 下水道課 TEL 282-1711 (内線 1192)

●浄化槽を設置するときは

浄化槽は、専門の知識と技術を持った業者に施工してもらう必要があり、家を新築または増築(便所部分を含む)するときに浄化槽を設置するときは、建築確認申請時に浄化槽明細書を届け出てください。

また、くみ取り便所を水洗便所へ改造して浄化槽を設置するときには、浄化槽設置届を下水道課へ提出してください。

●浄化槽設置費の補助

し尿・生活排水を処理する浄化槽を設置する次の全ての要件に該当する方を対象として補助金を交付しています。

- 公共下水道事業計画区域外に設置する方
- 住宅に浄化槽を設置しようとする方
- 当該年度中に工事が完了する方

●浄化槽の維持管理

浄化槽は、保守点検と清掃を定期的に行う必要があります。

また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するための、法定検査もあります。

浄化槽の管理者(設置・使用する方)には、保守点検(年3回以上)・清掃(年1回以上)・法定検査(年1回)が浄化槽法で義務付けられています。

●その他浄化槽の手続きについて

浄化槽の休止、撤去、管理者変更を行った場合は、下表の書類を下水道課(役場議会棟1階)へ提出してください。各様式は、下水道課に備え付けてあるほか、茨城県ホームページからもダウンロードできます。

内容	様式
浄化槽の管理者を変更した場合	浄化槽管理者変更報告書
浄化槽の使用を休止した場合	浄化槽使用休止届出書
浄化槽を撤去した場合	浄化槽使用廃止届出書